

中小企業・小規模事業者等の皆さま

栃木働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革推進支援センターでは、社労士等の労務管理の専門家が、働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。

～ 時間外労働の上限規制の適用が猶予されている事業 ～

2024年3月31日まで適用猶予されているため、現在は上限規制は適用されていません。**建設事業**（この事業における交通誘導警備の業務を含む）について

- ・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制をすべて適用。
 - ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2~6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。
- ※自動車運転の業務、医者等も適用が猶予されています。

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。

全国47都道府県に設置されている「**働き方改革推進支援センター**」では、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援を行っています。**

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等の専門家**が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。

サポート事例の詳細は「働き方改革特設サイト」へ



「働き方改革推進支援センター」の支援内容



来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。
電話・メール及びWEBでの相談も受け付けています。
(受付時間：平日午前9時～午後5時)



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。



企業への専門家派遣(訪問相談サービス)

専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、最大6回まで無料で相談をお受けします。

栃木働き方改革推進支援センター ☎ 0800-800-8100
✉ support@tochigi-hatarakikata.com

県北出張所 ☎ 0800-800-8103

県南出張所 ☎ 0800-800-8104



厚生労働省

栃木労働局